



# 長野県報

7月10日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2588号

## 目次

### 条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) .....	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(県立大学設立準備課) .....	9
長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(こども・家庭課) .....	10
県営水道条例等の一部を改正する条例(こども・家庭課・企業局) .....	12
金属くず商及び金属くず行商に関する条例の一部を改正する条例(生活安全企画課) .....	12

### 規 則

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活安全企画課) .....	13
--	----

### 告 示

平成26年3月31日専決処分した平成25年度補正予算の要領(財政課) .....	13
平成26年7月4日成立した平成26年度補正予算の要領(財政課) .....	14
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) .....	15
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(保健・疾病対策課) .....	15
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) .....	15
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(園芸畜産課) .....	16
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....	16
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更の届出(会計課) .....	17
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	17
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数(選挙管理委員会) .....	17
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における手話通訳を付して政見を録画する放送事業者(選挙管理委員会) .....	17

### 公 告

一般競争入札(財産活用課) .....	18
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) .....	18
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) .....	18
一般競争入札(2件)(河川課) .....	19
特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課) .....	20
随意契約の相手方の決定(教学指導課) .....	21
特定調達契約に係る一般競争入札(人材育成課) .....	22
特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課) .....	23

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人県民税の税率の引下げ

法人税割の税率を次のとおり引き下げることとしました。

ア 中小法人については、100分の3.2（改正前100分の5）

イ 他の法人については、100分の4（改正前100分の5.8）

(2) 法人事業税の税率の引上げ

税率を抑制する特例措置について改め、その抑制分の3分の1を回復することにより、税率を引き上げることとしました。

(3) 自動車税の税率の見直し

環境負荷の小さい自動車の税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置について、見直しを行いました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成26年10月1日、平成27年1月1日、平成28年1月1日、同年4月1日、平成29年1月1日、平成30年1月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第16号に掲げる規定の施行の日）から施行します。

## ◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 長野県短期大学において栄養教諭を対象とする免許状更新講習を実施することに伴い、当該講習に係る手数料の額を1時間につき1,000円と決めました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（条例第32号）

1 子ども支援のための施策を総合的に推進し、子どもの最善の利益を実現するため、子ども支援に関し次のとおり条例を制定しました。

(1) 基本理念を定めました。

(2) 県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を定めました。

(3) 子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口を設置することとしました。

(4) 子どもの社会参加の促進、子どもが安心して遊び又は生活することができる場の整備の促進等を行うこととしました。

(5) 保護者、学校関係者等に対する支援、関係者の連携協力の推進等を行うこととしました。

(6) 長野県子ども支援委員会を設置し、子どもに対する人権侵害に係る事案を調査審議し、必要に応じ知事又は教育委員会に勧告することができることとしました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日）から施行します。

## ◇ 県営水道条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

1 母子及び寡婦福祉法の一部改正により父子家庭に対する支援が拡大されることに合わせ、父子家庭を県営水道条例が定める低額基本料金制度の対象とすることとしたほか、同法を引用する次に掲げる条例について所要の改正を行いました。

(1) 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

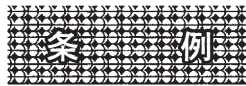
(2) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

2 この条例は、平成26年10月1日から施行します。

## ◇ 金属くず商及び金属くず行商に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 規制緩和の観点から、金属くず商等の相手方確認及び取引の帳簿への記載の義務について、一定額未満の取引の場合は免除することとしたほか、帳簿新調時に警察署長の検印を受けることを不要とするなど、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 7月10日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第30号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 法第23条第1項第3号のロに規定する外国法人（第29条第2項において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とする。

第18条第3項中「施行令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」に改め、同条第4項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第21条の2中「税（）」を「税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）」に、「所得税法」を「同法」に、「を超える」を「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える」に改める。

第21条の5第2項第1号の表中「を超える」を「超え4,000万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

4,000万円を超える金額	100分の45
---------------	---------

第27条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第28条第3項中「（法第52条第2項第1号）を」（同項第1号）に、「除く」を「除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く）」に改める。

第29条第2項中「法人税又は」を「法人税若しくは地方法人税又は」に、「税（）」を「税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）」に、「法人税法」を「同法」に、「又は同法」を「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法」に、「を超える」を「及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で施行令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するものの合計額を超える」に、「施行令第9条の7の定める」を「同条に規定する」に、「から」を「（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号のイに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から」に改める。

第33条の5中「第9条の12」を「第9条の11」に改める。

第34条の3第2項中「第72条の23第1項から第4項まで」を「第72条の23」に改める。

第35条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

第40条の9第6項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改める。

第40条の12の5中「国、」を「国又は」に改め、「その他施行令第39条の4の2で定める者」を削る。

第70条中「第20条」の次に「又は第42条」を加える。

附則第4条の4第1項第2号のウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

附則第4条の4の2第1項第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

附則第4条の6中「前条第3号」を「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号」に改める。

附則第5条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第6条第1項中「法附則第33条の2第1項に規定する政令で定める」を「施行令附則第16条の2の11第1項に規定する」に改める。

附則第7条第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第10条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第11条の2の4第1項中「法附則第35条の2の2第1項に規定する政令で定める」を「施行令附則第18条の2第1項に規定する」に改める。

附則第11条の2の5第1項中「附則第18条の2第1項で定める」を「附則第18条の3第1項に規定する」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項で定める」を「附則第18条の3第2項に規定する」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項で定める」を「附則第18条の3第3項に規定する」に改める。

附則第12条中「平成3年11月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第13条第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附則第17条の2の2第2項第1号のア中「。以下この条」の次に「及び附則第17条の6第4項」を加え、同アの(ウ)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号のイ」に改め、「エネルギー消費効率（以下この条）の次に「及び附則第17条の6第4項」を加え、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則第17条の6第4項を削り、同条第3項中「平成22年4月1日から平成23年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」に、「平成23年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年4月1日から平成24年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に、「平成24年度分」を「平成26年度分」に、「同表」を「、それぞれ同表」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第6項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号及び第6項において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の3第4項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。第6項において同じ。）

附則第17条の6第3項第4号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「」を削り、「」という。）が同法を「がエネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「附則第5条の2第6項」を「附則第5条の2第4項」に、「次項に」を「第6項及び第8項に」に、「平成22年度以降」を「平成27年度以降」に、「（第6項）を（以下この条）に、「平成22年度基準エネルギー消費効率」を「平成27年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の125」を「100分の110」に、「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第5項」に、「次項及び第5項」を「以下この条」に、「同条第8項」を「施行規則附則第5条の2第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「の規定に」を「又は第2項の規定に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の表以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第57条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

附則第17条の6第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（同項に規定するメタノール自動車をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同条第1項に規定する電力併用自動車をいう。次項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。同項において同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第57条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

左欄	中欄	右欄
第57条第1項第1号のア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第57条第1項第1号のイ	29,500円	33,900円

	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第57条第1項第2号のア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第57条第1項第2号のイ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第57条第1項第2号のウの(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第57条第1項第2号のウの(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第57条第1項第3号のアの(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第57条第1項第3号のイ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円

第57条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第57条第1項第5号	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
第57条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
	8,000円	102,100円
第57条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

附則第17条の6第5項中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「、同表」を「、それぞれ同表」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第7項中「第3項、第4項(」を「第4項及び第5項(これらの規定を)」に、「又は第5項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「並びに第6項及び第7項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項の」を「第5項の」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第12項」に、「を算定する方法として同条第14項」を「(基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同条第13項」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」を削り、「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第6項において)」を「」とあるのは「平成22年度以降」と、「に改め、「という。」に100分の110」に、「前項第4号に規定する」及び「に100分の138」を削り、「、前項」を「、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項」に改め、「第3項第4号に規定する」を削り、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

左欄	中欄	右欄
第57条第1項第1号のア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円

	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第57条第1項第1号のイ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第57条第1項第2号のア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第57条第1項第2号のイ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第57条第1項第2号のウの(7)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第57条第1項第2号のウの(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第57条第1項第3号のアの(7)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第57条第1項第3号のアの(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円

	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第57条第1項第3号のイ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
第57条第1項第4号	83,000円	21,000円
	4,500円	1,500円
第57条第1項第5号	6,000円	1,500円
	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
第57条第2項第1号	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
	3,700円	1,000円
第57条第2項第2号	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第57条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第24条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の改正規定及び第29条第2項の改正規定（「法人税又は」を「法人税若しくは地方法人税又は」に改める部分及び「を超える」を「及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で施行令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するものの合計額を超える」に、「施行令第9条の7の定める」を「同条に規定する」に改める部分に限る。）並びに附則第12条、第13条第1項及び第13条の2の2第2項の改正規定並びに附則第5項 平成26年10月1日
- (2) 附則第4条の4第1項第2号のウの改正規定及び附則第4項 平成27年1月1日
- (3) 第21条の5第2項第1号の表及び第33条の5の改正規定並びに附則第4条の6の改正規定並びに附則第3項 平成28年1月1日
- (4) 第18条第2項及び第3項並びに第28条第3項の改正規定、第29条第2項の改正規定（「法人税又は」を「法人税若しくは地方法人税又は」に改める部分及び「を超える」を「及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で施行令第9条の7



第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するものの合計額を超える」に、「施行令第9条の7の定める」を「同条に規定する」に改める部分を除く。)並びに第34条の3第2項及び第35条第1項の改正規定並びに附則第6項及び第7項 平成28年4月1日

(5) 附則第6条第1項、第11条の2の4第1項及び第11条の2の5の改正規定 平成29年1月1日

(6) 第21条の2の改正規定及び附則第4条の4の2第1項第2号の改正規定並びに附則第2項 平成30年1月1日

(7) 第18条第4項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)附則第1条第16号に掲げる規定の施行の日(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第21条の2及び附則第4条の4の2第1項第2号の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の5第2項第1号及び附則第4条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第4条の4第1項第2号のウの規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

7 新条例第34条の3第2項及び第35条第1項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

8 新条例附則第17条の6の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税務課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第31号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の75の項中

「

(8) 法第15条の規定による免許状の書換え	〃	920円
------------------------	---	------

」

を

「

(8) 法第9条の3第1項の規定による免許状更新講習	1時間	1,000円
(9) 法第15条の規定による免許状の書換え	1件	920円

」

に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

県立大学設立準備課

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例をここに公布します。

平成26年7月10日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第32号

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 基本的施策(第10条-第17条)

第3章 子どもに対する人権侵害の救済等(第18条・第19条)

第4章 雑則(第20条・第21条)

附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育んできた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかり見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

(1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援(以下「子どもへの支援」という。)

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念(第6条及び第17条において「基本理念」という。)のっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念のっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

#### 第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

第10条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第11条 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

第12条 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活することができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

第13条 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第14条 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

第15条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)

第16条 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

第17条 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第18条 いじめ、体罰等による人権侵害(以下この章において「人権侵害」という。)を受けた、若しくは受けている子ども又は当

該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(長野県子ども支援委員会)

第19条 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項(総合窓口の設置に係る部分に限る。)及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

保育士試験委員	を
保育士試験委員 子ども支援委員会の委員及び特別委員	に改める。

こども・家庭課

県営水道条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 7月10日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第33号**

県営水道条例等の一部を改正する条例

(県営水道条例の一部改正)

第1条 県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第5条第1項」を「第6条第6項」に、「女子」を「者」に改める。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第19条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第42条及び第105条第2項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(県営水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成26年11月分の料金から適用し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。

こども・家庭課  
企 業 局

金属くず商及び金属くず行商に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年 7月10日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第34号**

金属くず商及び金属くず行商に関する条例の一部を改正する条例

金属くず商及び金属くず行商に関する条例(昭和32年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条中「とき」を「とき(その対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合を除く。)」に改める。

第11条の見出しを「(帳簿への記載等)」に改め、同条第1項中「金属くず台帳」を「帳簿又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この条及び第23条において同じ。)」による記録」に、「金属くずを買い受け、」を「売買」に、「し、又は売却」を「のため、又は売買」に、「譲り渡したとき」を「引き渡したとき(その対価の総額が前条の金額未満である取引をした場合を除く。)」に改め、「その台帳に」を削り、「記載」を「帳簿に記載し、又は電磁的方法により記録」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「金属くず台帳をき損し、」を「前項の帳簿又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは」に、「盗み取られた」を「これらが滅失した」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「金属くず台帳」を「第1項の帳簿又は電磁的方法による記録」に改め、同項を同条第3項とする。

第23条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「金属くず台帳」を「帳簿若しくは電磁的方法による記録」に改め、「当該台帳に」を削り、「を記載」を「の記載若しくは電磁的方法による記録を」に、「記載を」を「記載若しくは電磁的方法による記録を」に改める。

第24条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「、検印を受けず」を「届出せず」に改め、「届出せず、若しくは同条第4項の規定に違反して」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

生活安全企画課